国の補助金の

交付申請年月日

補助要件等の確認表

国の補助金の

交付決定年月日

〇〇年〇〇月〇〇日

1 国の補助事業の申請状況について

〇〇年〇〇月〇〇日

2 本補助事業以外の補助事業への応募状況について 今回、補助申請を行う事業について、国のサービス付き高齢者向け住宅整備事業を除く他の 補助事業に応募(申請)している場合は、その応募(申請)している補助事業の名称を必ず記 入してください。 * 併設施設に対する補助事業や一体的に行おうとしている事業に対する補助事業を含む。								
他の補助事業における 補助金の交付申請	•	なし		あり				
他の補助事業の名称、 実施主体								
補助対象経費の具体的な 内容(本事業との補助対 象の区分の考え方も含 む。)								
備考								
3 併設介護サービス事業所について								
〇定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は小規模多機能型介 護事業所(看護小規模多機能型居宅介護事業所(複合型サービス事 業所)も可)を併設するか。						はい	•	いいえ
4 耐火建築物等について								
〇耐火建築物又は準耐火建築物か。						はい		いいえ
5 スプリンクラー設備の設置について								
〇スプリンクラー設備を設置するか。						はい		いいえ
6 敷地内の緑地又は空地について								
〇緑地又は空地の面積が敷地面積の3%以上あるか。						はい		いいえ
7 整備予定地は用途地域内について								
〇用途地域内であるか。						はい		いいえ

○介護サービス事業所と連携協定書を締結し通所サービス及び訪問 ■ はい □ いいえ サービスの双方のサービス提供体制が確保されているか。 9 医療機関等との連携について ○医療機関等と連携協定書を締結し訪問診療、往診又は訪問看護の **はい** □ いいえ 医療サービス提供体制が確保されているか。 10 供給予定地の市町村長との事前協議について ○住宅の供給予定地の市町村長と事前協議が整っているか。 **はい** □ いいえ 11 緊急通報装置について 〇特定寝室に会話が可能な緊急通報装置を設置するか。 はい □ いいえ 12 機械浴槽等について ○住宅部分に介護を必要とする者が入浴するのに適した浴室(入居 者専用の共同利用設備)を設置するか。 はい □ いいえ また、個別浴室を基本とし、3方向から介助が行えるものとなっ

8 介護サービス事業所との連携について

ているか。

別記第4号様式の4

申請事業者の住所又は 主たる事務所の所在地 千葉市中央区市場町1-1 商号、名称又は氏名 千葉 太郎 印

誓 約 書

千葉県サービス付き高齢者向け住宅整備事業における補助金の申請について、次の事項を誓 約します。

記

- 1 国が実施するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の応募・申請要件を全て満たしていること。
- 2 事業実施に当たっては、千葉県サービス付き高齢者向け住宅整備事業応募要領等を遵守し、 補助金交付のために必要な手続きを行うこと。又、千葉県(以下「県」という。)から、円滑 な事業実施のために必要な協議・資料提出等について指示を受けた場合には誠実に対応する こと。
- 3 事業において対象とする費用は、国のサービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金を除く 他の補助金を含むものではないこと。
- 4 次の(1)、(2)の場合には補助金の交付を受けられないこと。
- (1) 著しい書類の不備等により応募・交付申請の内容や完了実績報告の内容又はこれに付した条件を満たしていない場合。
- (2) 実施された事業の内容が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件を満たしていない場合(事業の内容を変更することについて、県の承認又は確認を得ている場合を除く。)
- 5 市町村長の意見を尊重し、誠意をもって対応すること。
- 6 事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても 善良な管理者の注意をもって管理し(善管注意義務)、補助金の交付の目的に従って、その 効率的運用を行うこと。

補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく県の処分に違反したことにより、県から補助金の返還を求められた場合には、補助金を返還すること。

- 7 建築計画の変更等による工事費の増減や工事日程の変更等による出来高の増減等により、補助事業に要する費用に変動を生じる場合は、速やかに県に報告し、所定の手続きを行うこと。
- 8 応募・交付申請する内容が、サービス付き高齢者向け住宅として登録されている内容 と相 違ないこと。
- 9 補助申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年第77号)第2 条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- 10 補助申請者が、前項の暴力団員等によりその事業活動を支配された者でないこと。